

## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

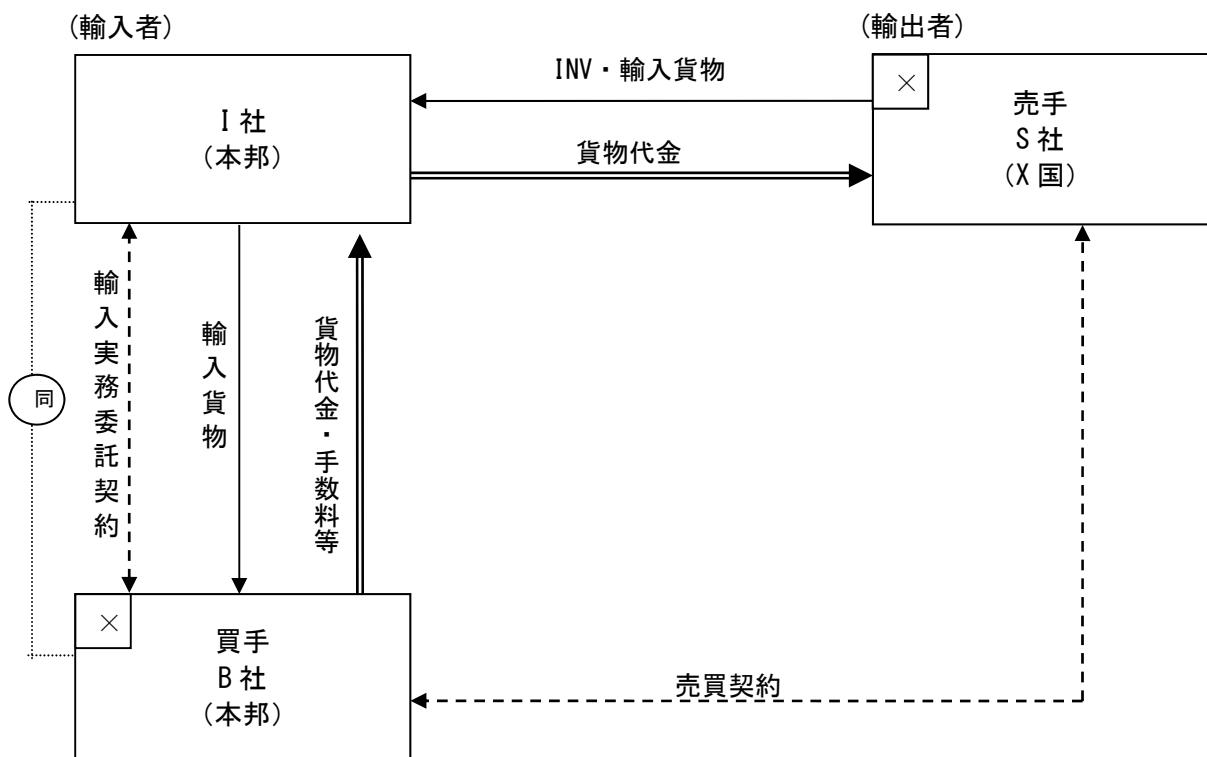
買手が輸入者に対し輸入実務委託契約に基づき支払う手数料の取扱いについて

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	鉱物性燃料（税表分類：第27類）
	② 照会の趣旨	買手が輸入者に対し輸入実務委託契約に基づき支払う手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項第2号イ
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答			
回答年月日	平成30年6月13日	回答者	横浜税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。</p>		

## 1. 取引形態図

(別紙 1)



## 2. 取引の概要

(1) 本邦所在の B 社 (以下「買手」という。) は、自社と特殊関係にない X 国所在の輸出者である S 社 (以下「売手」という。) と売買契約を締結し、複数年間における各年毎の取引隻数、価格、数量及び引渡し条件等を取り決めた上で、鉱物性燃料 (以下「輸入貨物」という。) を FOB 条件で輸入 (購入) します。

(2) 買手は、上記取引にあたり、自社と特殊関係にある I 社 (以下「輸入者」という。) との間に輸入実務委託契約を締結し、自社と売手との間で締結した売買契約に基づく輸入貨物について、輸入者に次の①~⑦の業務を行わせ、輸入者に対し受託隻数及び輸入貨物の数量に応じた手数料を支払います。

- ① 輸入に関する申請手続等
- ② 船積時期及び船積数量等の確認
- ③ 積地分析、本船動向等の連絡
- ④ 輸送契約関連実務
- ⑤ 荷受通関実務代行
- ⑥ 貨物代金及び運賃等の決済代行
- ⑦ 必要事項の調査、連絡

(3) 個々の輸入においては、買手は輸入貨物が必要な時期に、売買契約で予め取り決められた取引数量及び引渡し条件等に基づき配船が可能か船会社に対し確認を行い、可能な場合、船会社から買手に対し配船通知書が発行されます。買手は当該配船通知書を輸入者に送付し、輸入者は当該配船通知書を基に、売手に対し船舶の受入可否の確認を行います。売手は自社の輸入貨物の生産状況を勘査して当該船舶の受入可否を検討し、受入可能な場合は輸入者を介し買手にその旨を連絡します。なお、買手の要求時期に輸入貨物が供給できないと輸入者が売手より連絡を受けた場合、買手の指示により輸入者は輸入時期の変更、それに伴う再配船の調整を行います。

(4) 上記(2)⑥決済代行において、輸入者は貨物代金を売手に米ドルで支払っており、また、運送費用を船会社に米ドル及び日本円で支払っていますが、買手は輸入者へこれらの全額を日本円で支払っています。このため、輸入者が売手及び船会社へ支払う額と、買手から受領する額がそれぞれ同額となるよう、輸入実務委託契約の取り決めにより、輸入者の米ドル支払日における外国為替相場を、買手から輸入者への支払額算定の際にも使用しています。

また、買手から輸入者への貨物代金の支払いについては、輸入者から売手への支払日から起算して5営業日目に支払うことが輸入実務委託契約で取り決められており、買手はその間の金利を貨物代金と合わせて輸入者へ支払っています。

さらに、輸入貨物の本邦輸入港までの運送費用の支払いにおいても、貨物代金の支払いと同様に輸入実務委託契約の取り決めにより、買手は運送費用及び金利を輸入者へ支払っています。

このように、輸入者が行う輸入貨物等の支払代行業務に関し、輸入者自ら為替及び金利のリスクを負うことはありません。

なお、輸入貨物の運送に関する海上保険は、買手が保険会社と契約します。

(5) 輸入者は輸入実務委託契約に基づき輸入貨物の輸入取引の買手の代理として業務を行っていますが、当該輸入取引における費用や危険を売買契約の当事者として負担することは一切ありません。

また、輸入者と売手との間には輸入貨物の販売に係る業務委託関係、代理関係等は一切なく、輸入者が売手から手数料等を受領している事実はありません。

更に、輸入者と売手との間に特殊関係はなく、輸入者が売手の計算と危険負担により輸入貨物の売買に関与することも一切ありません。

なお、買手と売手との売買契約において、輸入貨物に瑕疵があった場合の明確な取り決めはされていませんが、輸入貨物に係るクレーム交渉は、輸入実務委託契約に定められた業務の一つとして、買手からの依頼により輸入者が輸出者と行うこととなります。

(6) 買手と輸出者との売買において、関税定率法第4条第2項に掲げる事情はありません。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

本輸入取引において、輸入者が行う業務は、専ら買手に代わり行うものであるため、買手が輸入者に支払う輸入実務委託契約に基づき支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当すると考えます。

## 【回答内容】

買手が輸入者に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」から除かれる「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

## 【理由】

## 1. 関係法令等

関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

上記「運賃等の額」として、同項第2号イにおいて、輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く）は課税価格に算入するとされています。

また、法基本通達（以下「通達」という。）4-9（1）において、仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（買付手数料）」以外のものは、課税価格に算入するとされています。

さらに、同（3）において、買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には以下のイからハまでによるとされています。

イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により（イ）から（ハ）までのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

（イ） 契約の成立までの業務

（ロ） 商品の引渡しに関する業務

（ハ） 決済の代行に関する業務

（ニ） その他

ロ 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）

が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

## 2. 輸入取引の認定

本邦所在のB社は、自社と特殊関係にないX国所在の輸出者であるS社と売買契約を締結し、複数年間における各年毎の取引隻数、価格、数量及び引渡し条件等を取り決めた上で、鉱物性燃料をFOB条件で輸入（購入）していることから、両者の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」となり、B社が買手、輸出者が売手であると認められます。

## 3. 買手が輸入者に支払う手数料に係る検討

買手は、買手と特殊関係にある輸入者との間に輸入実務委託契約を締結し、買手と売手との間で締結した売買契約に基づく上記輸入取引に関し、輸入者に業務委託を行っています。買手は当該輸入実務委託契約に基づき輸入者が行う業務の対価として、輸入者に手数料を支払っていることから、当該手数料が買付手数料に該当するか否か、当該手数料を受領する輸入者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して、通達4-9(3)イからハに沿って検討します。

### ① 通達4-9(3)イについて

当該輸入実務委託契約により買手が輸入者に委託している業務の内容は、具体的には、輸入実務委託契約に掲げられています。これらの業務内容は、通達4-9(3)イ(イ)から(ニ)に掲げられている、契約の成立までの業務、商品の引渡しに関する業務及び決済の代行に関する業務その他の範囲であると認められます。

輸入実務委託契約においては、輸入者が売手及び船会社へ米ドルで支払う額と、当該支払いに関する買手から日本円で受領する額がそれぞれ同額となるよう、輸入者の米ドル支払日における外国為替相場を、買手から輸入者への支払額算定の際にも使用するよう規定されております。さらに、買手から輸入者への支払いは、輸入者から売手及び船会社への支払い日から起算してそれぞれ5営業日目に行われることから、買手はその間の金利を貨物代金及び運送費用と合わせて支払うことが規定されています。これらについては、輸入者から買手への請求書等からも確認できることから、輸入者は当該決済代行により為替及び金利のリスクを実際に負っていないことが確認できます。

なお、輸入者からの説明によれば、輸入者は、当該輸入貨物の取引における費用や危険を負担することは一切ないとされています。

また、輸入者からの説明によれば、輸入者と売手との間には輸入貨物の販売に係る業務委託関係、代理関係等は一切なく、輸入者が売手から手数料等を受領している事実はないほか、輸入者と売手との間に特殊関係はなく、輸入者が売手の計算と危険負担により輸入貨物の売買に関与することも一切ないとされています。

よって、買手より手数料を受領する輸入者は、「買付けに關し買手を代理して当該買付けに係る

業務を行う者」であると認められます。

② 通達4-9(3)ロについて

買手と輸入者間の電子メール、売手から輸入者及び輸入者から買手への輸入貨物に係る請求書、輸入者名で輸入申告を行っている輸入許可通知書等により、上記①の業務を実際に行っていることが確認できます。

③ 通達4-9(3)ハについて

輸入者は、売手と買手が締結した売買契約書等を実際に提示しており、「税関の要請がある場合には売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能である」と認められます。

以上のことから、輸入者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮すると、買手から輸入者に支払われる当該手数料は、買付手数料に該当すると認められます。